

議案第95号

明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事 (第1工区) 請負契約の変更について

明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事(第1工区)について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年大口町条例第4号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 明日の学校づくり施設整備事業
大口北っ子わくわく小学校整備工事(第1工区) |
| 2 契約金額 | 変更前 金1,174,524,750円
変更後 金1,177,279,950円 |
| 3 契約の相手方 | 名古屋市中区錦三丁目4番6号
東亜建設工業株式会社名古屋支店
支店長 石井湧太郎 |

平成21年12月2日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事(第1工区)の設計変更に伴い、請負金額を変更するため必要があるからである。

変 更 設 計 内 訳 表

(単位:円)

	当 初	変 更
工事価格(税抜き)	(B) 1,506,526,000	(B1) 1,510,061,000
消費税相当額	(C) 75,326,300	(C1) 75,503,050
設 計 金 額	(A) 1,581,852,300	(A1) 1,585,564,050
税 抜 契 約 金 額	(E) 1,118,595,000	(E1) 1,121,219,000
消 費 税 相 当 額	(F) 55,929,750	(F1) 56,060,950
契 約 金 額	(D) 1,174,524,750	(D1) 1,177,279,950

(D1) - (D) = 2,755,200円

$$E1 = B1 \times E / B$$

$$F1 = E1 \times 0.05$$

- 1 E1の段階で千円未満切り捨て
- 2 消費税相当額は円未満切り捨て